

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		土地区画整理事業の施行の認可（個人施行者（市町村を除く。）及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業（1の市町村の区域に属するものに限る。）に関する事務に限る。）
根拠法令及び条項		土地区画整理法第4条第1項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課都市計画係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>土地区画整理法第4条第1項及び同法施行規則第2条第1項の規定による。</p> <p>（個人施行、組合施行及び区画整理会社施行に関する認可申請書の添付書類）</p> <p>第2条 法第4条第1項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 認可を申請しようとする者が施行地区となるべき区域内の宅地の所有者若しくはその区域内の宅地について借地権を有する者若しくはその区域内の水面について公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項に規定する免許を受けている者又はこれらの者の同意を得た者であることを証する書類</p> <p>(2) 認可を申請しようとする者が法第7条の規定により宅地以外の土地を管理する者の承認を得なければならない場合においては、その承認を得たことを証する書類</p> <p>(3) 認可を申請しようとする者が法第8条第1項の規定により施行地区となるべき区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならない場合においては、その同意を得たことを証する書類</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	15日
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）